⑵　評価値は、価格評価点、技術評価点及び施工体制評価点を合算した数値とし、次の式により算出する。なお技術評価点の最高点数は50点、施工体制評価点の最高点数は30点とする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点＋施工体制評価点

価格評価点＝100×（１－入札価格※／予定価格）

※空家修繕工事（空家修繕工区がある場合）と小修理工事（複数の工事区分がある場合はその総額）の合計による入札価格

⑶　技術評価点の対象となる評価項目は以下のとおり。

①　企業の技術力
②　予定配置技術者
③　施工計画
④　災害時対応

⑷　施工体制評価の対象となる評価項目は以下のとおり。

①　品質確保の実効性
②　施工体制確保の確実性

⑸　上記⑶及び⑷の評価項目の詳細は入札説明書による。

4　入札手続等

⑴　入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間　平成27年３月19日（木）から平成27年６月９日（火）まで

※ＵＲ都市機構ホームページからダウンロードすること。

ＵＲＬ　http://www.ur-net.go.jp/orders/west/order.html#bidPublic

⑵　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

提出期間　平成27年３月20日（金）から平成27年４月10日（金）（競争参加資格の確認の基準日という。）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後５時まで

提出場所　独立行政法人都市再生機構西日本支社　住宅経営部　保全企画チーム　電話06―6969―9069

提出方法　持参又は郵送（提出期間の消印有効）によること。（電送によるものは認めない。）

⑶　入札の日時、入札書の提出方法

入札書到着締切日時　平成27年６月９日（火）午後５時（必着）

提出方法　書留郵便による郵送により提出すること。持参又は電送によるものは受け付けない。

宛先　〒536―8550 大阪府大阪市城東区森之宮１－６－85　独立行政法人都市再生機構西日本支社　総務部契約チーム　電話06―6969―9970

⑷　開札の日時及び場所

日時　平成27年６月10日（水）～平成27年６月中旬（予定）

場所　〒536―8550 大阪府大阪市城東区森之宮１－６－85　独立行政法人都市再生機構西日本支社において行う。

※入札は郵送による事前受付のみとし、開札時の立会いは不要とする。

なお、詳細は、「競争参加資格確認通知」と併せて連絡する。

5　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　免除
②　契約保証金　免除

⑶　入札の無効　本掲示に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　手続における交渉の有無　無

⑸　契約書作成の要否　要

⑹　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約等を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　有（随意契約により締結する予定の工事の範囲等は、入札説明書参照）

⑺　落札者の決定方法

①　落札者の決定方法は、３⑴による。
②　入札価格が、調査基準価格に満たない場合は、調査書類の提出等、入札（見積）心得書第９条第２項に定める調査に協力すること。
③　なお、落札者は、機構が競争参加資格確認時に提示する単価表を含む契約を機構と締結し、１⑷に示す期間に発注される全ての小規模修繕工事の工事価格は、契約単価等に基づく積算額に「落札率」を乗じて算定する。（契約した単価にない工事についても同様に「落札率」を乗じる。）

※予定価格は、１⑷に示す期間における発注想定工事費に基づく総価格によって算定するが、将来の工事量を約束するものではない。

※契約単価は、原則として年度ごとに改定を行う。その他、賃金又は物価に著しい変動を生じ、単価表の単価が不適当となったときは、発注者と受注者で協議してこれを改定することができる。

⑻　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑵により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

当該競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年10月26日付け独立行政法人都市再生機構理事公示）別記２に掲げる申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記２に定める提出場所において、随時受け付ける。

⑼　成績評定の実施

①　本工事においては、工事成績評定を実施する。
②　審査は毎年度実施し、基準点に満たない場合は、改善指導の通知を行う。
③　２年連続基準点に満たない場合は、機構は、⑺③における契約を解除するとともに、解除した日から３年間、小規模修繕工事への参加を認めない事がある。

⑽　再公募の実施　本工事は、再公募を実施する場合がある。詳細は入札説明書による。

⑾　独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされている。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなすものとする。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしない相手方については、その名称等を公表することがある。

１）公表の対象となる契約先　次のいずれにも該当する契約先

①　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること。
②　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

２）公表する情報　上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

①　当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名
②　当機構との間の取引高
③　総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上
④　１者応札又は１者応募である場合はその旨